

平成29年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録

日時：平成30年2月21日（水）午後7時45分

場所：市役所庁舎10階 第5A会議室

□会議次第

1. 開 会

2. 会 議

- (1) 平成29年度第2回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 平成29年度帯広市障害福祉関係決算及び主要な施策の成果について
- (3) その他

3. 閉 会

□配布資料

- 資料1 平成29年度第1回会議録
- 資料2 第二期帯広市障害者計画 施策進捗状況総括表
- 資料3 平成30年度 障害福祉 予算（案）の概要
- 資料4 平成30年度 帯広市各会計主要事業（案）（抜粋）

□出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中7名出席）

細川吉博委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）・鈴木捷三委員・田中利和委員・松下菜穂子委員・山本由美子専門委員・坂村堅二専門委員

□事務局

●障害福祉課

稲葉利行課長・山本栄治障害者福祉司・尾上裕子計画推進係長

●子育て支援課

佐藤真樹課長補佐

平成29年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

平成30年2月21日（水）午後7時45分

【開会】

事務局

ただいまから、平成29年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を始めたいと思います。障害者支援部会委員10名中7名の出席を頂いておりますので、本日の会議は成立しておりますことを報告させていただきます。それでは、議事の進行を細川部会長によりしくお願いいたします。

部会長

それでは、さっそく会議に入らせて頂きます。始めに議題1会議録の確認についてですが、前回の会議、平成29年度第1回の会議の会議録をご確認頂いた結果をお聞きしたいと思います。この会議録はこの場でご確認頂いた後、公開される予定となっております。会議録に関しまして訂正箇所、また、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

部会長

次に、第二期帯広市障害者計画の評価につきまして、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

それでは、第二期帯広市障害者計画の評価につきまして、資料2に基づき説明させていただきます。中身につきましては平成28年度の実績になります。この第二期帯広市障害者計画は、障害者基本法第11条の規定に基づき障害のある人に関する施策を総合的に推進するための基本計画として平成22年度から31年度までの10年間を計画期間として策定してございます。また、第六期帯広市総合計画の分野計画としての位置付けもございます。

初めにこの資料の見方について説明させていただきます。まず1ページの施策進捗状況総括表をご覧ください。計画の目標は、障害のある人が地域において自立に向けた支援やサービスを受けることができ、地域社会の一員として生き生きと暮らせる環境づくりを進めますということになってございます。この実現に向けた基本的視点といたしまして、1番の障害者理解の促進、2番の生活支援の充実、3番の自立した地域生活への支援の充実、この3点を設けてございます。さらに施策の展開方向といたしまして、1番の理解と交流の促進、2番の暮らしやすいまちづくりの推進、3番の生活支援の充実、4番の相談支援と情報提供の充実、5番の療育・教育の充実、6番の生活環境の整備促進、7番の社会参加と地域生活支援の充実、最後に8番の就労支援と日中活動の充実、この8つの施策の展開方向を設けております。さらに、各施策の展開の方向に対しましてそれぞれ3つから4つの施策を設け、合計27の施策を設定してございます。今回、その施策ごとに平成28年度の実績・進捗状況を確認し評価した結果を総合評価として記載してござ

います。また、下段の表につきましては、今回の評価結果と前回の評価結果を比較した表となっております。評価につきましては、順調に進んでいるをA、ある程度進んでいるをB、あまり進んでいないをC、進んでいないをDとして評価してございます。次に2ページ目の個別施策各課対応表をご覧ください。27ある施策ごとに2つから6つの個別施策があり、関係する担当課において評価したうえで各施策の総合評価をしてございます。各個別の施策の評価と総合評価について、昨年度の評価と対比してございます。次に8ページ以降の施策評価表をご覧ください。先程申し上げましたとおり、各施策には個別施策がございしますが、1. 施策の取り組み内容の欄にそれぞれの個別施策のこれまでの取り組みについて具体的に記載してございます。そして、2. 施策の評価、この欄で具体的な施策の評価について記述し、AからDまでの評価をしてございます。また、現状の課題や今後の施策の進め方などにつきまして、3. 課題と今後の取り組み方法、この欄に記載してございます。この施策評価表が27の施策分ありまして、8ページから34ページまで並んでございます。各施策の評価等につきましては時間の都合もございしますので、後程ゆっくりご覧頂ければと思います。

それでは、今年度の評価についてご説明させて頂きたいと思っております。1ページの施策進捗状況総括表をご覧ください。下段の評価結果についてですが、全体的に27施策のうちAが16、Bが11、CとDにつきましてはございませんでした。総合評価につきましては、ご覧のとおり前年度と同様の評価となっておりますが、それを細分化した各評価において変化があった施策についてご説明させて頂きたいと思っております。変化がございましたのは、2ページの1番上になりますが、1. 障害者理解の促進の、施策の展開方向の1. 理解と交流の促進、さらに施策の1. 理解促進のための啓発・広報活動などの充実の、個別施策(1)になります。障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるため出前教室や福祉機器の展示会など、啓発・広報活動を積極的に展開していきますという項目ですけれど、ここが昨年度Bから今年度Aに評価を変えてございます。8ページをご覧ください。こちらに施策評価表がございすけれど、(1)の項目につきまして、出前教室の実施が平成27年度7回から28年度の14回に増えてございますので、評価を変えてございます。2ページにお戻りください。続きまして、評価が変わったところが、施策の展開方向の2. 暮らしやすいまちづくりの推進、施策2. 人にやさしいまち・人がやさしいまちづくりの推進(1)関係機関と連携を図りながら、障害のある人の人権や権利擁護についての理解や意識啓発をさまざまな機会を通じてすすめますという項目ですが、ここがAからBに評価が下がっております。12ページをご覧ください。この施策評価表の(1)の取り組み内容ですが、福祉フォーラムの開催ということで、参加者数が平成27年度80名から28年度57名に減ってございます。それから菱形の3番目、市民後見人フォローアップ研修、こちらは27年が32名、28年が20名に減少してございますので、評価をAからBに下げたところでございます。次に3ページにお戻りください。評価が変わったところが全部で3つあったのですが、最後の3番目として、施策の展開方法の3. 生活支援の充実の、施策3. 保健・医療の充実(3)になります。障害の原因となり得る生活習慣病などの予防・早期発見対策として、健康診査や各種検診の受診率向上を図りますという項目ですが、こちらCからBに評価を上げてございます。17ページをご覧ください。(3)の施策の菱形が3つございすが、この真ん中になりますがん検診の平均受診率ですけれど、平成27年26.2%から平成28年27.7%と、1.5ポイント上

昇したということで、CからBに評価を上げてございます。評価の変更があった部分につきましては、以上3点でございます。

今後の取り組みについてそれぞれを簡単に説明していきたいと思います。各施策の課題と今後の取り組みにつきましては、それぞれの施策評価表の下に記載してありますが、施策の展開方向ごとに大きくお話していきたいと思います。8ページから10ページにかけて、1番の理解と交流の促進につきまして記載してございますが、ノーマライゼーションについて特に平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、障害者理解のための出前講座を積極的に働きかけていくとともに、障害者週間記念事業や市民活動プラザ六中の事業を引き続き実施していくことにより、障害者理解や相互交流をさらに進めていく考えでございます。次に11ページから14ページにあります2番の暮らしやすいまちづくりの推進につきましては、障害者差別解消法の施行に伴い、差別の解消や合理的な配慮の提供に係る取り組みを進めてまいります。また、成年後見支援センターや虐待防止センターによる権利擁護への取り組みを引き続き実施していくほか、健康生活支援審議会や自立支援協議会などを通じ、当事者の方の意見の聴取・反映へ努めていく考えでございます。次に15ページから17ページに3番の生活支援の充実がございます。障害のある人の生活を支援するため、個別のニーズに合わせた必要なサービスが受けられるよう引き続き取り組んでいくとともに、サービスを提供する事業所の支援員の資質向上に取り組んでいきます。次に18ページから21ページにかけて、4番の相談支援と情報提供の充実につきまして記載がありますが、基幹相談支援センターなどを中心とした相談支援体制を充実させるとともに、手話などのコミュニケーション手段による情報提供の充実をより一層図る取り組みを進めていく考えでございます。次に22ページから24ページにあります5番目の療育・教育の充実につきましては、一人ひとりの子供のニーズに対応するとともに、生活支援ファイル「つなぐっと」の活用を図りながら、ライフステージによる切れ目のない支援ができるよう、関係機関等との連携した取り組みを引き続き行っていきます。次に25ページから27ページにあります6番目の生活環境の整備促進につきましては、ユニバーサルデザインの推進による住環境の充実を図るとともに、平成28年8月に台風10号が来ましたが、その災害時の具体的な支援などについて、関係機関等と協議し、さらなる取り組みを進めていく考えでございます。次に、28ページから30ページにあります7番目の社会参加と地域生活支援の充実につきましては、障害のある人のニーズを把握しながら、地域の状況に応じた柔軟な形態により実施することができる地域生活支援事業を中心に、取り組みを進めていく考えであります。次に、31ページから34ページにあります8番の就労支援と日中活動の充実につきましては、さまざまな日中活動を引き続き提供していくほか、就労支援のための職場体験や優先調達への取り組みを引き続き行っていくとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して一般企業の障害者雇用に対する理解と就労定着支援を行っていく考えでございます。説明につきましては以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの第二期帯広市障害者計画の評価につきましてご説明を頂きましたけれど、皆様から何かご質問等ございますか。

委員

ひとつ教えてもらっていいですか。今、事務局からご説明を頂いた中で、8ページの出前教室というのは、どういう障害の内容を、どういうところで実施されたのかを教えてくださいたいと思います。

事務局

この教室は14回のうち10回程度、手話の出前講座を実施してございます。小学校、中学校、それから地域の町内会、民生委員さんの研修の場などに出向いて手話の出前講座を実施してございます。残りはノーマライゼーションなどですね。以上でございます。

部会長

はい、他にございますか。どうでしょうか。よろしいですか。

委員

今のところではなくてよろしいですか。生活環境の整備の防犯防災の体制整備が以前もちょっと質問させて頂いたのですが、市からまた市ということで、どんなところでどういうことをやったけれどうまくいかなかったという説明は、私達にはないのかなと思ってしまいました。一番大切なところじゃないかなと私は思っていて、そのあたりの説明をお願いします。

事務局

27ページの6の3の防災・防犯体制のところかと思います。先ほど、親会でも説明がありましたが、まず、町内会ごとの個別支援協議会の設置が進んでおりませんで、約3,000名弱の方が個別支援計画を作りたいと手を挙げてはいるのですが、町内会において個別支援協議会ができませんと、個人情報の保護の関係から、町内会の皆さんに、どこにどんな障害のある方がいて、という情報を提供できないものですから。その協議会の設置が進まないがために、個別支援計画を立てることができたのは300名弱、1割程度しか進んでいないのですね。残り2,700弱の方がまだ、手を挙げているにも関わらず個別支援計画の作成が進んでいないというところが大きく響いているのかなと評価してございます。

委員

以前も、色々なところと連携をしていかなければならないという話があったと思うのですが、これについては、ここに書いてある民生委員や社会福祉協議会という形でひとつの審議会的なものを作っているということですか。

事務局

社協さんや民生委員さんで協議の場を設けているのではなくて、自助、共助、公助ということで、共助の部分ですね。皆さん、地域の方で助け合いましょうという部分で個別支援計画をお作り頂く形にはなっているのですが、その計画を作るのは、実は町内会の方をお願いしているところ

ろなのです。町内会で個別支援計画を作って頂くためには個人情報のあるものですから、町内会の中でその個別支援計画を立てるための協議会を立ててもらわなければならないのですが、町内会単位の協議会の設立が、28年度ひとつも出来ていないということで、個別支援計画を立てるという作業が進んでいないという状況なのです。

委員

分かりました。ありがとうございます。頑張って来年度には、ぜひ作って頂きたい。

事務局

そうですね。一人でも多く個別支援計画を作る必要もございますし、去年、一昨年みたいな台風10号、あるいは地震、こういった災害がいつ起こるか分かりませんので、防災担当部局とも協力しながら進めていきたいと思っております。

部会長

今のお話ですと、町内会がやってくれないから個人情報で出来ないという話は分かるのですが、町内会に対して何らかのアプローチは積極的にされているのですか。

事務局

はい。それは、総務部の総務課が担当になっています。具体的にどのくらい当たったかというのは把握していませんが、その担当部局でお声掛けするなどの取り組みをしていると聞いております。

部会長

でも、町内会がやらないと出来ないといっても、町内会としてどこまで出来るのでしょうか。確かに個人情報ですから、どこのお宅にどういう方がいらっしゃるのかということが、どこまで町内会でやらないと出来ないのかなという感じもするのですけれど、出来るようになるのでしょうか。

事務局

ここは、もう一つ別の課題がありまして、今町内会自体の組織数が落ちております。さらに、役員の方々の高齢化も進んでいて、共助といいながらも実際に動ける方が町内会に担い手不足という問題が実際に生じているのです。ここは、なかなか改善していかない難しい問題とも相まって、この個別支援計画が進んでいかないという根深い課題があるかと思えます。とはいえ、なかなか残りの2,700人、手を挙げている方をどうするのだということもありますので、総務部と保健福祉部とで現在作業について調整中です。行政サイドからこの2,700人に対する支援が何か出来るのではないかとということで、個別支援計画とは別に、障害のある方、それから高齢に伴って支援が必要な方、さまざま手を挙げている方はおりますので、この残りの2,700人の方の情報を総務部と保健福祉部が協力して災害時に避難が必要ですよという情報を何とか伝

えるつてがないかというところで、個別支援計画とは別に行政サイドから情報だけでもお伝えすることは出来ないか、あるいは安否確認が出来ないかということを今検討中でございます。例えば、介護保険を利用してケアマネージャーさんですとか障害福祉サービスを使っていれば、障害福祉支援サービス事業所などといったルートを使って安否確認・情報提供出来ないかなというところを、まだ具体には進んでいないのですけれど、そういった別のアプローチからも今検討している最中でございます。

部会長

そうですか。例えば、この前台風が来て洪水になりましたけれど、どこの家にどうやって安否確認や救出に行くのだという話になってくると、総務部が情報を持っていますといっても、じゃあ、消防の人も持っていて知っているのか。町内の誰に言えば分かるのか。そういうのって突然出て来ますから、これに対してはそういう情報がないとどうしようもないですよ。

委員

私どもが運営していますグループホームも町内会さんが、一昨年の総会の時に帯広市さんに来て頂き防災について講義をして頂いて、簡単な防災のクイズなどをして自分達がいかにその防災について知らないかということを一回勉強してから、登録を、個人情報なのですが、封書で中が見えないようにして町内会長さんが3年間保管するという事で、うちのグループホームがどうするかという話し合いをしたのですよね。皆さん、自分の障害については明らかにしたくはないのだけれど、でも、何かあった時に避難したり配給となった場合、自分たちが無きものというふうに扱われたくないということでした。皆さん勇気を持って「人数や、男性が何歳とか女性が何歳という形でも町内会長さん良いですか。」と聞いたら「ああ、それでも良いです。3年間は、私は秘密を守ります。」と言って頂きました。そういう段階を踏んで、住んでいる人達も普段協力出来る草取りとか、そういう形で近所の方にもいろいろとお世話になっていたりするので、町内会側の方たちもいきなり登録して下さいではなくて、災害の時は実は自分もこの間はこうでしたけれどたまたまこの近くはこうでしたとか、あと、クイズを通して自分たちの常識を改めて勉強したりという段階を踏むことで皆さんの協力が得られるのかなということをこの間体感いたしました。そして、秘密については、今でもきちんと保管していますと年一回の班の交流会の時に町内会長さん直々におっしゃって頂くので、安心して情報を預けています。そういう形で、町内会に登録することが出来ました。

部会長

はい。ありがとうございます。他にどうでしょう。

委員

私は町内会推薦で委員になっているのですけれど、実態としては、今756ですか、町内会があるのですけれども。やはり、千差万別といいますか町内会によって差があるといったらあれなのですが、そういった要望を併合したといいますか、そういったものを把握している町内と、全

く把握していない町内とではかなり差があるのですね。したがって、私どもみたいな小さい40戸ぐらいの町内であれば把握しているわけですが、100世帯とか150世帯という大きな世帯を持つ町内もありますから。そういったところは、なかなか把握しきれていないというのが実態なのですね。ですから、研修会や防災については、かなり、どこの町内もやってはいるのですが、なかなか具体的に、どこにそういう支援を必要とする人がいるか、とかになるとですね、差があることは事実なのですね。ですから、これは組織的に連合町内会という纏まった組織もありますから、そういうところにかがなくなるといって、しょっちゅうタイアップしてやっていかないとなかなか難しいのではないかなと思っております。

部会長

ありがとうございます。よろしいですか。

事務局

そうですね。普段から小さい戸数のところだと、隣近所顔見知りの関係であそこのお宅にこんな障害がある人がいるという情報を自然と昔は共有できていたと思います。最近は核家族化が進んで、隣近所の顔もよく見知らないままお住まいになっているというご自宅の方も増えています。お子様でしたら母屋に、まさかあの小さな小屋に人がいるとは思わなかった、その部屋に何年間もずっと閉じ込められていてお亡くなりになったという残念な事件もありました。普段から地域のコミュニティがあって、草取りですとか、公園整備ですとか、お祭りですとか、そういった事業があった昔は、自然とどこにどんな障害がある方がいてということが共有できていたと思います。私の思いというか感想でしかないのですが、そういったコミュニティが断ち切れしてきている。町内会の役員のみならず手も減っている。町内会自体に加入する加入率も落ちている中で、なかなか決定的な対策が、個別支援計画を作る作業が進んでいかないという実態なのかなと思っております。ただ、手をこまねいているわけにもいきませんので、行政サイドでもできるようなことを今、水面下で取り組んでいるところでございます。ちょっと私の感想もといったところでございますが、そんな風に思っております。

部会長

ぜひよろしく願いいたします。他にございますか。よろしいですか。よろしければ本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

部会長

次に議題の3ですが、平成30年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の3から説明させていただきます。平成30年度障害福祉予算案の概要でございます。平成30年度障害福祉関係予算につきましては、61億39万9千円で民生費総額が310

億4千337万2千円の19.7%を占めてございます。前年度12月補正予算後の額60億122万円に対しまして、9千917万9千円の増となっております。予算の計上にあたりましては、これまでの実績に基づき平成29年度の決算見込と同程度の水準でのサービス量を確保するとともに、自立支援給付や健康推進課から事業移管された身体障害者体力向上トレーニング事業に係る経費など、さらに、平成30年度障害者総合支援法の改正による障害福祉サービスの充実や、日常生活用具の支給対象用具の追加を見込んでおります。引き続き、手話言語条例に定める施策として、手話通訳者派遣事業等の実施や、障害者の社会参加促進の推進により、地域の福祉向上を図ってまいります。下の表の見方ですけれども、事務事業、事業名がずらっと並んでおりまして、そのすぐ右側に平成29年度当初予算①という数字がございます。この障害者福祉費が上の大きな表を占めておりまして、下の小さな表に重度心身障害者医療給付費というのがございます。この2つの大きな括りを合計しまして56億864万2千円というのが当初予算でございました。それに対しまして次に②というところ、平成29年度最終予算（予定）というものでございますが、これが12月に補正しているのですけれども3億9千257万8千円、表には数字がございませんけれども、約4億弱の金額を12月に補正してございます。ここの大きな部分につきましては、白丸の2番目に障害者自立支援給付費というものがございます。この事業の内訳にさらに小さな丸ポツで3つございますが、障害者自立支援給付費、ここの数字が①の欄と②の欄とで数字が増えておりますけれども、ここの12月補正が3億6千688万2千円、それからそのすぐ下の障害者自立支援医療というところが2千569万6千円。この額をそれぞれ補正しております。当初予算対比が載っているところでございます。この自立支援給付費というのは、就労継続支援ですとか、生活介護、グループホームといった障害福祉サービスの利用者が増加してございます。相談支援体制の充実に伴いまして、キメの細かい相談を受けることでサービスに繋がる部分と、サービスを必要とする障害のある方が増えているということでサービスが伸びたところでございます。それから自立支援医療につきましては、人工透析というものがあるのですが生活保護を受けている方は医療保険が効きませんので、人工透析に掛かる全額を更生医療で賄うのですが、ここの対象になる方が数名増えたことで補正が必要となった状況でございます。この補正額を含めると、4億弱の補正額と先程9千900万の補正予算後の予算対比増と説明しましたが、合わせて5億近くの金額が当初予算に対して伸びたということになります。

そして事業の細かな中身につきましては、昨年11月の通常部会で決算として細かい主要な施策の成果などを説明してございますので、今日はこの予算に対しまして、どんなところが大きく変わったのかということの説明をしたいと思います。資料4をご覧ください。こちらの主要事業の中の民生費部分、障害福祉関係を抽出した案件の資料ということで抜粋してございます。この主要事業の1ページ目に民生費というものがございまして、障害者介護・訓練等給付事業として3つの事業がございます。合わせまして916万5千円という規模の事業費が来年度新しく増える分でございますが、今後の部分につきましては、平成30年4月に障害者総合支援法が改正されることにより、就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者のうち課題が生じる可能性のある方に対して指導や助言等の支援を実施する就労定着支援や、障害者支援施設やグループホーム等を利用している障害のある方のうち一人暮らしを希望する人に対しまして定期的な巡回訪問等の支援を実施する自立生活援助が、新規事業として設けられてございます。高額障

害福祉サービス等給付事業につきましては、従来65歳到達と同時に、障害福祉サービスから介護保険に移行することでそれまで非課税世帯につきましては自己負担なしで利用できたものが、介護保険移行と同時に1割負担が生じるという負担増が課題になっております。一定条件、ここにいくつか条件を上げてございますが、例えば65歳に達する日までの5年間において引き続き介護保険相当の障害福祉サービスの支給決定を受けている方、他にもいろいろ細々と条件はありますが、長い間無料でサービスを受けてきた方が基本的に急に1割負担が生じるということになりますので、その介護保険側の自己負担額を将来、福祉施策側で補填するということになります。それから、障害者日常生活用具給付事業につきましては、総額5万6千円となっております。永久気管孔を造設した方に対して、「人工鼻」を新たに支給対象用具に追加するものでございます。それから、次のページに行きまして、乳幼児等医療費給付事業ということで説明がありますが、備考欄に乳幼児以外にもひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、この3つの医療給付事業について自己負担額が引き上げられることとなります。これは北海道医療給付事業、北海道の助成を受けて医療給付を行っています。そこの根っこの制度が改正されることに伴い、道内の市町村一律に同じ扱いになり自己負担額が引き上げられます。現行で外来の場合、月額上限負担額が1万4千円だったものが、平成30年8月から1万8千円までご負担くださいという形の制度に変わります。月額4千円の自己負担増ということになりますけれど、全員が全員、負担増ということではありません。医療保険自己負担分の3割ないし1割の負担が1万8千円までということになります。もともと、1万4千円以上の負担を皆さんしているわけではございませんので、全員が全員、一律に負担が増えるわけではございません。

3ページにまいりまして、次期総合計画と分野計画の策定ということになりますが、総合計画自体が平成32年度からの10年間を計画期間に向けて新しい計画を作る予定でございます。この分野計画として位置づけられております先程評価いたしました障害者計画の策定作業が始まります。30年度中に市民アンケートを実施しまして、31年度に本格的な策定作業を進めてまいります。計画期間は総合計画と同じ32年から41年までの10年間という計画期間になります。30年度につきましては、その策定に向けた前段の準備作業として市民アンケートを実施することになってございます。説明につきましては以上でございます。

部会長

ただいま、平成30年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業につきましてご説明を頂きましたが、皆様から何かご質問等ございますか。

委員

主要事業の自立生活援助ですけれど、障害者支援施設やグループホーム等を利用している障害者のうち一人暮らしを希望する者に対して一定の期間に渡りということと、定期的な巡回訪問等というのは、障害者総合支援法の改正の中に一定期間とは具体的に何ヶ月とか何年とかいうのは決められているのでしょうか。

事務局

最大1年までご利用頂けまして、自立支援審査会で必要と認められた場合は、もう少し延長できるようになっております。

委員

多分、そうなのだろうなと思っていました。障害者とは限らないのですけれど、以前、僕が生活保護の自立支援事業と似たようなことをやっていた時に、法律で期間を決められていて、これまでに自立してくれみたいなことが国で定められていました。国が思っているほど、支援がその短期間の中で自立までに成功到達するかどうかというのは非常に疑問に思う部分がありまして。個別に早く自立される方は良いのですけれど。その部分というのは、自治体の中で何かこう、ちゃんと自立するまでもう少し見届けるような形でやって頂けたら、本当にグループホームから一人暮らしに定着するようなニーズというのも上がってくるのではないかなと。途中で止めてしまうと、また元の木阿弥になってしまうのではないかと危惧してしまう部分もあるので。これからの事業がどのようになって来るか分からないのですけれど、そういう部分も気かけながら自立に向けて事業を進めて頂けたらと思います。以上です。

部会長

他にございますか。よろしいでしょうか。よろしければ本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

部会長

議題の4その他でございますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局

それでは今後の予定などについて説明させていただきます。平成30年度は、皆さんの任期の改選期になります。8月頃に委嘱状交付とさせて頂く予定でございます。

それから、この際に第三期障害者計画、先程ご説明しましたが、アンケート調査などを実施してまいりますのでこの時点で策定方針などを説明させて頂きたいと思っております。

最後にもう一点、昨年11月30日に合同部会の席でヘルプマークについて説明させて頂きました。その途中経過になりますが、北海道から500枚来たうちの、今日までで177枚を配布させて頂いております。それから、先週厚生委員会があったのですが、そこでも報告、説明しておりますが、北海道のヘルプマーク配布のガイドラインが変更になってございます。従来ですと、申込書を頂いてそこにお名前とどんな障害があるかという項目に丸をつけて頂く申込書があったのですが、これを廃止すると。ヘルプマークが欲しいということで窓口を訪れた際には、特に聞くこともなく、必要な方にヘルプマークを配布させて頂くという方式が変わってございますので、参考までにこの場をお借りして報告させていただきます。事務局からは以上でございます。

部会長

ありがとうございます。全体を通しまして皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。

他になければ、以上をもちまして本日の障害者支援部会を閉会いたしたいと思います。長い時間に渡りまして大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。